

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

新和町「安心・元気なまちづくり」計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

熊本県

熊本県天草郡新和町

3. 地域再生計画の区域

熊本県天草郡新和町の全域

4. 地域再生計画の目標

新和町は熊本県の南西部、天草下島の中央東寄りに位置し、北部から西部を本渡市に接している。また、南部は河浦町に連なり、東部は 35 kmの海岸線と風光明媚な不知火海を望んでいる。このため、南東部の海岸地域では比較的温暖な気候を利用して柑橘類の栽培が盛んに行われている。一方、平野部では、北の大宮地川沿いに広がる水田 40ha と町の中央を流れる流合川沿いに広がる水田 100ha を利用し、米中心の農業が行われ、山間部においては木材生産や果樹栽培が盛んに行われてきた。

しかし、輸入拡大等による農産物や木材の価格低迷等により、安定した収益が得られなくなり、第一次産業が低迷し、後継者不足や従事者の高齢化が懸念されている。そのため、担い手不足による耕作放棄地や手入れ不足の森林の増加等が地域の大きな課題となりつつある。

また、第一次産業に限らず町全体の高齢化は急速に進行（65 歳以上の高齢者が 34%を占めるとともに、過去 5 年間の人口が 6.8%減少）しており、特に中心地から遠い山間部においては、高齢者率が高くなっている状況である。

このような中、本町は、福祉の充実を目的として、町のほぼ中心部に町立病院、保健センター、保育所、老人ホームなどの福祉施設群（ひだまりの里）を整備してきた。また、保健・医療・福祉の連携を強化し、住む人すべてが「健康で長生き」を目指し、平成 14 年度から「筋トレで寝たきり防止」事業等にも取り組んできた。これに加え、高齢者が病院や公共施設などへ安全・容易にアクセスできるよう基盤整備が求められている。

このため、地域の重要なインフラである道路の整備を行い、地域の道路ネットワークの構築をめざす。これにより、集落から町中心部へのアクセス改善を実現するとともに、農産物の物流や森林施業の効率化等により本町の基

幹産業である農林業の振興に資する。さらに、関連施策を一体的に推進し、安心・安全な生活基盤と活力ある産業がもたらす安心・元気なまちづくりをめざす。

(目標1)町道整備による集落からの救急医療機関へのアクセス時間短縮(平均5分)

(目標2)間伐事業の促進(利用区域内の間伐・下刈実施計画面積の5%嵩上げ)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1)全体の概要

新和町は、南北に縦断する主要地方道本渡・牛深線を中心として一般県道及び町道、林道等により道路網を構築している。

「林道赤城山線」は県道本渡・牛深線と町道宇土迫線を結ぶ総延長 3,391mの林道として平成8年度から5カ年間で整備された路線である。しかしながら、急勾配及び急カーブ区間が多く、降雨等により敷砂利路面が洗掘され車の通行に支障をきたしている状況であったため、平成14年度から農免舗装事業により林道舗装を行ってきた。現在、1,816mの未舗装区間が残っており、本区間を整備することにより、林道の機能向上を図るとともに間伐、保育等の林業生産基盤の整備を図る。

また、「町道立線」は立地区の中心部を周回する町道である。しかしながら、幅員が狭く緊急車両の進入ができないため、救急医療に重大な影響を及ぼしており、今回の整備によりその改善を図る。

併せて、林道森林基幹道下天草東部開設事業や町道宮南線、浪床線改良事業により整備を図る。また、農林水産業の振興のため直売所の整備を図る。

なお、町道立線は昭和42年3月15日に認定されている。また、林道赤城山線は平成8年度から開設事業により整備され、平成13年7月1日に林道台帳に登録されている。さらに本舗装事業については、天草地域森林計画に搭載されている。

(5-2)法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

[施設の種類(事業区域)、事業主体]

- | | |
|----------|-----|
| ・町道(新和町) | 新和町 |
| ・林道(新和町) | 新和町 |

[事業期間]

- ・町道(平成17~18年度)、林道(平成17~19年度)

[整備量及び事業費]

- ・町道 220m、林道 1,813m
- ・総事業費 9千万円
 - 町道 6千万円(うち交付金3千万円)
 - 林道 3千万円(うち交付金1千万円)

(5 - 3) その他の事業

[林道整備]

- ・森林基幹道下天草東部線開設事業
(新和町と河浦町を結ぶ広域林道を開設することにより、森林整備を促進すると共に、地域間を連絡する生活道の安定供給を図る。)

[町道整備]

- ・宮南線改良事業
(病院への緊急アクセス道整備と観光施設へのアクセス道としての改善を図る。)
- ・浪床線改良事業
(老朽化した橋梁の架け替えにより、生活道の安定供給を図る。)

[地場産業の振興]

- ・地域産物展示販売施設
(農林水産業の振興目的のため、地場産物を展示販売する直売所の整備を図る。)

6. 計画期間

平成 17年度～19年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし